

泉佐野電力地域活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 泉佐野電力は、泉佐野市域における産業、地域活性化を図るため、予算の定めるところにより、泉佐野市民等で組織する団体に対して、事業補助金（以下「補助金」という。）を交付出来るものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助金交付の対象となる事業及びその補助金の額については、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、泉佐野電力地域活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、理事長に対し、その定める期限までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 決算書
- (4) 会員名簿
- (5) 規約又は会則
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(決定通知)

第4条 理事長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金等の額を決定し、泉佐野電力地域活性化事業補助金決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 補助事業者は、補助金等の額の確定について、前条の規定による通知を受けたときは、理事長が定める期限までに、泉佐野電力地域活性化事業補助金交付請求書（様式第3号）により、補助金等の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 理事長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し、補助金を交付するものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後において、事情の変更により申請の内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、泉佐野電力地域活性化事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、泉佐野電力地域活性化事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8条 理事長は補助金に係る予算の執行の適正を期し、事業の円滑な推進を図るため、帳簿・書類その他補助対象となる物件を検査し、関係者に質問若しくは必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日以内に、実績報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書及び領収書又はその他支払いを証する書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 理事長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第7条の規定により、補助事業の変更、中止又は廃止したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた後、経費の支出額が不相当と判明したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

泉佐野電力地域活性化事業補助金交付要綱（別表）

別表 1

区分	事業の種類	事業内容	補助率及び補助金の上限額		備考
			補助率	補助金の上限額	
	1. 地域産業活性化事業	市民が自ら組織した団体等が地域の活性化を目指す活動や催しに要する経費を補助。	補助対象経費の50%以内	上限10万円	助成の対象となるのは、泉佐野市民等で組織される団体で、国、府、市及びその他団体からの補助がなく、理事長が適当であると認めたもの。